

【本校から転出する際の手続きについて】

- ① 事前に、沼影小学校から転出する旨をご連絡ください。
(お伝えいただきたい内容)

- お子様のお名前
- 学年、学級
- 引っ越し予定日
- 転出先学校名
- 転出予定日
- 新住所
- 保護者の方の連絡先

※ご連絡いただいた際に、手続きの日程につきましても相談させていただきます。

- ② さいたま市役所、または南区役所で転居の手続きを行い、「転出学通知書」を受け取ってください。

<転居届について>

- ◆市外・県外への転出…移動(引越し) 予定日の1か月前から手続き可
- ◆市内の転出……………転居が終了したら手続き可

- ③ 本校に来校していただき、転出の手続きを行ってください。

(学校にお持ちいただく書類等)

- さいたま市役所または南区役所で受け取った「転出学通知書」

(本校よりお渡しする書類)

- 「在学証明書」「教科用図書給与証明書」「氏名印」
(封筒に入れて、緘をしてお渡しします)
- その他、学級担任より預かったもの。

- ④ 転居先市役所にて、転入の手続きをして、「就学指定校通知書」の交付を受ける。
(自治体によって名称が異なります)

- ⑤ 転出先小学校へ行き、転入の手続きを行う。

(相手校へ渡していただく書類)

- 本校よりお渡しした、「在学証明書」「教科用図書給与証明書」「氏名印」が入った封筒
- 転居先市役所で交付された「就学指定校通知書」
(自治体によっては役所から直接学校に送付する場合があります)

- ⑥ その他

- 転出先小学校には本校からも事前に連絡をしておきますが、保護者の方からも転出先小学校(6年生卒業時点であれば入学予定中学校)へ早めに電話連絡をしていただきますようお願いいたします。

その他、ご不明な点がございましたらご連絡ください。

連絡先：さいたま市立沼影小学校
電話：048-863-0777